

(ポイント)

●ネパール入国管理局は、次の方法でビザに関する全てのサービスを実施することを決定したとのことです。

在ネパール大使館の注意喚起（安全情報20-63）

ネパール入国管理局の手続きについて

ネパール入国管理局は、次の方法でビザに関する全てのサービスを実施することを決定したとのことです。

1 2020年3月21日まで有効な観光ビザを所持し、国際線フライトの再開から15日以内に出発する外国人は、ビザ手数料、延滞料、罰金等は出国時に無料とするよう入国管理局で手続きするので、入国管理局を訪問する必要はありません。

2 2020年3月21日まで有効な観光ビザを所持し、その後観光ビザから他のビザに切り替える外国人、観光ビザ以外のすべてのビザを更新する外国人は、2020年8月14日までに切り替え、更新する際、通常のビザ料金のみで切り替え、更新することができます。

3 観光ビザから他のビザに切り替えを希望する外国人は、ネパール入国管理局のホームページで観光ビザを申請、更新した後に、同じホームページから他のビザを申請することができます。

ネパール入国管理局オンライン申請アドレス

<https://apply.nepalimmigration.gov.np/visa-processing>

4 観光ビザ以外のビザを更新する外国人は、同ホームページからビザ更新の申請をし、申請後、申請書類を提出した証明のIDが発行されるので、そのIDを持って面会のために指定された日時に入国管理局を訪問してください。

5 オンライン手続きでビザを申請しているとき、技術的なトラブルが発生した場合、申請者はパスポートのコピー、所持しているビザ、問題を示すスクリーンショットを添付して入国管理局へメールで報告すると入国管理局がメールで返信します。

6 全てのサービスについては、上記IDで指定された日時にのみ、連絡することができます。

7 入国管理局では、ウイルスの蔓延を制御するために、2メートルのソーシャルディスタンスを維持し、マスクの着用、頻繁な消毒などの指示に従って訪問するよう求めています。

8 その他、詳細については、直接入国管理局(01-4438868)にお問い合わせ下さい。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提

出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。